

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第5の1の表中

46		45
46		46
47		46
47		46
48		47
48		47
49		47
49		48
50		48
50		48
51		49
51		49
52		49
52		50
53		50
53		50
54		51
54		51
55	を	51
55		52
56		52
56		52
56		52
56		52
56		52
56		53
57		53
57		53
57		53
57		53
57		54
58		54
58		54
58		54
58		54
58		55
59		55
59		55
59		55
59		55

に、

18
19
20
21
21
22
22
23
23
24

を

17
18
18
19
19
20
20
21
22
23

に、

34
35
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44

を

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39
40
41
42
43

に、

50
51
52
53
53
53
54
54
54
55
55
55
56
56
56
57
57
58
58
59

49
50
50
51
51
52
52
53
53
53
54
54
54
55
55
55
56
56
56
57



71
71

67
67

10
11
12
13
13
14
14
15
15
16

9
10
10
11
11
12
12
13
14
15

を

に、

22
23
24
25
25
25
26
26
26
27
27
27
28

21
22
22
23
23
24
24
25
25
26
26
27
27

を

に、

34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
37
37
37
37
37
37
38

33
34
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
36
36
36
37
37

を

に改め、別表第5の2の表中

38
38
38
38
38
38
39
39
39
39

37
37
37
37
38
38
38
38
38
38

18
18
19
19
20
20
21
21
22
22
23
23
24
24
25
25
25
25
25
25
26
26
26
26
26
26
27
27
27
27
27
28
28
28
28
28
29

17
18
18
18
19
19
19
20
20
20
21
21
21
21
22
22
22
22
22
22
23
23
23
23
23
24
24
24
24
24
25
25
25
25
25

を

に、

26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32

を

25
26
26
26
26
27
27
27
28
28
28
29
30
31

に、

34
35
36
37
37
37
38
38
38
39
39
39
40
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
45
45
46
46
46
46
47
47
47

を

33
34
34
35
35
36
36
37
37
37
38
38
38
39
39
39
40
40
40
41
41
41
41
42
42
42
42
43
43
43
43
44
44
44

に改める。

47
48
48
48
48
49
49
49
49
50
50
50
50
51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
53
54
54
54
55
55
55
56
56
56

44
45
45
45
46
46
46
47
47
47
48
48
48
49
49
49
49
50
50
50
50
51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
53
53
53
53
53
53

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、付則第5項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 令和5年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の規則別表第5の規定による号給がこの規則による改正前の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第5の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第5の規定にかかわらず、改正前の規則別表第5の規定による号給とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日

における号給については、なお従前の例による。

5 平成26年3月31日（以下この項において「基準日」という。）から引き続き在職する技能労務職員のうち、令和6年4月1日（以下この項において「切替日」という。）において現業職給料表（一）の適用を受けるものの切替日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に切替日に受けることとなる号給の1号給（基準日においてその者が属していた職務の級が3級以下であった場合には、2号給）上位の号給とする。

6 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

令和6年3月26日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

（提案理由）

一般職員に適用される職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）の一部改正等に準じて、茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則について所要の改正をするとともに、現業職給料表（一）適用者の一部について号給の切替えをするための改正をしようとするもの



## 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の理由及び内容

#### (1) 昇格時号給対応表の改正（別表第5）

令和5年12月27日に施行された茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（令和5年茨城県規則第72号）による別表第1給料表の改正に伴い、職員が上位の級に昇格した場合の対応号給を定める表の一部を改正するもの

※ 本県の技能労務職員に適用する昇格時号給対応表の考え方

現業（一）：国の行政職俸給表（二）準拠

現業（二）：国の海事職俸給表（一）及び（二）を基に県で作成

#### (2) 現業職給料表（一）適用者の号給の切替え（改正規則付則第5項）

定年延長に係る一般の職員との給与の均衡を図るため、平成26年3月31日から引き続き現業職給料表（一）の適用を受ける職員の号給を、令和6年度の昇給日に、1号上位（平成26年3月31日に属していた職務の級が3級以下であった者は2号上位）に切り替える。

### 2 施行日

上記1（1）は、公布の日（令和5年4月1日遡及適用）

上記1（2）は、令和6年4月1日

#### 【参考】給料表の構造等

給料表の種類	対象職員	給料表の構造
現業職給料表（一）	現業職給料表（二）の適用を受ける技能労務職員以外の技能労務職員	一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）の行政職俸給表（二）を使用
現業職給料表（二）	総トン数5トン未満の船舶に乗り組む技能労務職員等（海洋高校）	給与法の実施規則の海事職俸給表（一）及び海事職俸給表（二）からなる合成給料表

## 第 44 号議案

## 茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則

茨城県教育庁組織規則（昭和 46 年茨城県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を次のように改める。

（管理主事等）

第22条 前2条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	組 織	職 務
管 理 主 事	人 事 課	教職員の人事管理等に関する事務を処理する。
文化財保護主事	課 外	文化財の保護等に関する事務を処理する。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 26 日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

（提案理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づき市町村教育委員会へ派遣する教育事務所の職員の職（文化財保護主事）について、所要の整理をするもの

茨城県教育委員会規則第 号

茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月 日

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則

茨城県教育庁組織規則（昭和46年茨城県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

（管理主事等）

第22条 前2条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	組 織	職 務
管 理 主 事	人 事 課	教職員の人事管理等に関する事務を処理する。
文化財保護主事	課 外	文化財の保護等に関する事務を処理する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

茨城県教育庁組織規則（昭和46年教育委員会規則第3号） 新旧対照表

改正案	現行									
<p>(管理主事等)</p> <p>第22条 前2条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表右欄に掲げる職務を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="219 499 1099 764"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>組織</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理主事</td> <td>人事課</td> <td>教職員の人事管理等に関する事務を処理する。</td> </tr> <tr> <td>文化財保護主事</td> <td>課外</td> <td>文化財の保護等に関する事務を処理する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削る。)</p>	職	組織	職務	管理主事	人事課	教職員の人事管理等に関する事務を処理する。	文化財保護主事	課外	文化財の保護等に関する事務を処理する。	<p>(管理主事)</p> <p>第22条 前2条に定めるもののほか、人事課に管理主事を置く。</p> <p>2 管理主事は、上司の命を受け、教職員の人事管理等に関する事務を処理する。</p>
職	組織	職務								
管理主事	人事課	教職員の人事管理等に関する事務を処理する。								
文化財保護主事	課外	文化財の保護等に関する事務を処理する。								

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令  
茨城県県立学校処務規程（昭和43年茨城県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第4 茨城県立友部高等学校の項を削る。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月26日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

（提案理由）

県立高等学校改革プラン実施プランI期（第2部）に基づく学校改編により、友部高等学校が閉校となることに伴い、所要の改正をしようとするものである。

## 茨城県県立学校処務規程 新旧対照表

改正案		現行	
別表第4 学校を表示する記号		別表第4 学校を表示する記号	
校名	記号	校名	記号
茨城県立日立第一高等学校附属中学校	日一附中	茨城県立日立第一高等学校附属中学校	日一附中
茨城県立笠間高等学校	笠間	茨城県立笠間高等学校	笠間
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>茨城県立友部高等学校</u>	<u>友部</u>
茨城県立 IT 未来高等学校	I 未	茨城県立 IT 未来高等学校	I 未
茨城県立境特別支援学校	境特	茨城県立境特別支援学校	境特

## 第46号議案

茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則の一部を改正する規則

茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則（令和2年茨城県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「は、」の次に「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年茨城県条例第55号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、」を加え、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年茨城県条例第55号）」を「条例」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和6年3月26日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

（提案理由）

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年茨城県条例第55号）の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの

茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和 46 年茨城県条例第 55 号。以下「条例」という。)</u>第 8 条の規定に基づき、<u>茨城県県立学校の教育職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和 46 年法律第 77 号。以下「法」という。)</u>第 2 条第 2 項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)<u>が正規の勤務時間(条例</u></p> <hr/> <p><u>第 7 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)</u>及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理を行うことにより、教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、 _____</p> <hr/> <p>_____茨城県県立学校の教育職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和 46 年法律第 77 号。以下「法」という。)</p> <p>第 2 条第 2 項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)<u>が正規の勤務時間(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和 46 年茨城県条例第 55 号)</u>第 7 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)</p> <p>及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理を行うことにより、教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条 (略)</p>

○参考

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年第 1 回定例会上程）  
 （義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等）

第 8 条 義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、特別措置法第 7 条第 1 項の指針に基づき、義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。